

Title	海外の史料に表はれたる福島正則
Sub Title	Fukushima Masanori in foreign materials
Author	Cieslik, H.
Publisher	三田史学会
Publication year	1949
Jtitle	史学 Vol.23, No.4 (1949. 6) ,p.110(506)- 117(513)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特輯ザビエル研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19490600-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海外の史料に表はれたる

福 島 正 則

H・チー・スリク

福島正則と聞けば、直ぐに關ヶ原の戦などのことが歴史的に頭に浮んでくる。流星が何處からとなく燦然と現はれ、秋夜の空を切り抜けて、又何處とも知れない彼方へ消え行くかの如く、福島

正則公の姿は戦國時代の末期に異彩を放つてゐる。彼は即ち戦國時代末期の代表的人物として考へられる。下賤の家に生まれたにかかはらず、其の拔群の武功によつて大名に出世し、一時は非常に榮華を極めた強者の、櫻花の如く散つて行つた一人の登場人物である。正則公の人格は圓満で且つ美しく、優れてゐる處を色色と見出されることは疑ひもないが、多くは彼の一番な缺點たりし所の暴行だけは人の記憶に残されて傳つて來た。「徳川實記」に「正則がかねてより強暴の古強者にして、當時武名尤秀で」と記されて居る。

然し公は當時のキリシタンには種々の關係があり、度々外國のパードレ達（神父）にも會見したことがあつて、特に廣島のキリシタン史に於ては切つても切れない間柄の人物であつた。故に、外國に傳つて來た教會側の諸史料中には、所々公の名が見出され

て來る。此等の史料を基にして、公が一體外國の宣教師に如何なる印象を與へたか少し述べたいと思ふ。

福島正則が始めてキリシタンと關係を生じたのは、凡そ文祿四年（一五九五年）であつたと思はれる。其の時豊臣秀次は更迭され、福島正則が彼の領地清洲を拜領する事になつた。

大阪のパードレ達は度々其の隣國にも出掛けて布教したけれども、清洲領は秀次の反感のために彼等に取つては閉ざされた區域になつて居たので、新領地は果してキリシタンの傳道を許可するかどうかとパードレ達は常に氣遣つた。福島公の今までの評判はむしろ其の心配を増すばかりであつた。でも公が未だ新領へ赴かない中に、一度大阪で謁見を願ひ出て見た處、其の結果は案外に良かった。當年の傳道報告中に其れについて次ぎの記事がある。

「此の尾張國に於ては、吉利支丹の大敵であつた關白殿の甥（秀次）が天主の正義なる審判によりて國を追放されて後、太閤の親類にあたる大身の人が其の後をついだ。彼は日本全國中で最も慘酷なる者の一人であるといふ噂があつたがそれにして、大阪に

於て我がイルマン(修士)ヴィセンテは良い機會を捉へて正則公に何の理由もなしに特別な慘酷と苛責を以つて人々を殺すことは、天主及び世人の前に於て、どれ程不義不正不道理なことであるかをつぶさに説教した時、正則は其れを聞き、天主のお恵みによつて感動し、イルマンの言ふ事は尤もだと言つた由である。其れから其の慘酷さを控目にした上、彼は今眼前に見える如く、キリシタンを好むやうになつた。何となれば、或るキリシタンが(中略)教會を建てるために土地を請うた時正則は喜んで賛成したのである」と。

其の後、福島正則公は常にキリシタンの朋友になり、殆んど毎年度の傳道報告の中に教會の保護者と援助者として稱讚されるに至つた。

慶長五年(一六〇〇年)、公が安藝備後兩國を賜ると、城下町廣島は吉利支丹の新中心地になつて來た。正則公は入國の際諸方より新家臣を召し集め、中に入江左近、佃又右衛門、志賀親次の如き熱心なキリシタン武士を廣島へ連れて來つたのみならず、關ヶ原の敗戦後毛利輝元が閉鎖した教會をも亦再開する様許可を與へ、其の實行の一日も早からん事を促してゐた。其れでパードレ達は「福島殿を始め多數の身分高き人物の良い氣立及び素質を見ると、慶長九年(一六〇四年)パードレ一名とイルマン(修士)一名が廣島へ戻り新しい布教中心を開くことが出來た。パードレ達の期待は裏切られなかつた。」二年ばかり後、即ち慶長十一年より、此の新教會にパードレ二名、修士一名、又は其の他の協力者(所謂同宿)若干名が活動し、同十九年(一六一四年)かの大禁令發動の年にはパードレは三名、イルマンは二名、其の他の援助者も多數此の城下町及び其の附近で布教事業に従事してゐた。

そして領主の一方ならざる好意と援助とによつて、キリシタンは年々に盛になり、國府廣島ばかりでなく、公の領地安藝備後兩國を始め、周防長門伊豫などの諸隣國も其の傳道範圍に入つてゐたのである。

慶長十一年、福島公はキリシタンにかなり廣い土地と立派な屋敷を寄進した。同年の布教報告に次ぎのやうに語つてゐる、「廣島の領主福島殿は我が會の朋友及び保護者たる事を公然と示してゐる。パードレは始め非常に狭く、不便且つ不健康な處に住んでゐた。殿が或る家臣を通じて其の事を聞くや、石壁や濠に圍まれ、町中で最も便利と思はれる他の住宅を與へた、此れは以前毛利殿の總奉行たりし佐瀬殿(佐瀬元嘉)の手によつて建築され、彼が長らく居住してゐた屋敷であつた。

パードレ達に以前大敵であつた佐瀬元嘉の舊邸を與へられたことを信徒等は特別な神の攝理と思つた。一年前或る身分の高佛僧が同屋敷を願出たことがあつたが、正則は常にそれを拒絶して來たのであつた。

正則公自身もパードレ達を訪問する約束をしたが、重大なる用件のために此の訪問は何時も延期された。慶長十年(一六〇五年)になつて正則公は宣教師の招待に應じて若干の家來を伴つて教會を訪れた。饗應の後、來客達は一時間程パードレの説法を聞き、正則公は我が教へに非常に御満足なされ、其の根本をなす原理及び證明を稱讚なされた。其の時銀約二十枚と蠟燭二百挺を寄進した。宣教師達は年報の中で殆んど年毎に領主の好感を稱揚し、彼の好意と保護のもとに何の妨げもなく自由に傳道に従事する事ができるといふことを報告してゐる。殘念に思はれた唯一つのことは、正則公自身がキリシタンにならなかつたことであつた。

福島公のキリシタンに對する態度は次の文によく表はれてゐる

「此の城下町（廣島）に我が會員三名、即ちパードレ二名、イルマン一名、其の他以前と相違なく熱心に協力してゐる他の援助者がゐた。新らしい信者がキリシタン信仰に於ける一切の信心の業に對する熱烈さは他の布教地に比して劣らぬほどであつた。此等の事に非常に助けとなるのは、此の國及び備後を領する大名の好意である。彼は自分の救ひのために努める事は何人にも許されてゐると度々公言してゐるが、我が會員には自分の領内到處で神の法を弘めんことを仰付けるのである。そして實行に於ても、彼自ら言つた言葉より少なからざる寛大さを示し、我が生活のため毎年多數の物質的援助も賜はるのである。斯様な好意を今まで少しも變らず續けられたのみならず、それは一層増加したやうに見える。何となれば、三年目に（慶長十六年に當る）我が主の御割禮の祝日（正月元日に當る）に當つて、家臣は皆キリシタン宗を信ずることを許す旨を發表したからである。此等の恩惠によつても異教徒等が驚嘆する程歸衣者の數は毎年増加してゐる。」

慶長十八年（一六一三年）即ち大禁令發布の前年、パードレ達は正則公の厚意と援助とを稱讚して、

「備後安藝兩國の大名福島殿が我々に與へた恩惠によつて、我が居住所は今年も平安な日を送ることができた。我々を追放するやうに多くの進言を興へられたにも拘らず、殿は不在でも、我々に對する厚遇を變更せず、却つて日本に於て他の異教徒たる大名の爲し得ない事、即ち我々の維持費にも足るほどの多くの喜捨を賜つたことさえもあつた。大名の斯様な先例に従つて、身分ある者も多數その未信者たるにも拘らず、我々に好意を示してゐる。」と書いてゐる。同年に亦領主の寛大な援助のお蔭で廣島で癩病院

を設ける事も出來た。

福島正則公の斯くの如き變らざる厚意と其の上の具體的な援助を見れば、教會の傳道報告中で公の事を稱揚して、彼を教會の大神恩惠者の中に數へるのは當然のことであらう。そしてキリシタン禁教の時代になつても、福島公は聊かも其の態度を變ずる色も無く彼の所領は依然として中國のキリシタン中心地であつて、否今からキリシタンの活躍にとつてなほ重大な指令を與られて、迫害と追放の苦難を忍びつつある宣教師やキリシタン信徒の一安全地區と休心地にもなつて來た。

慶長十八年の末に、キリシタン禁教令が出た時、正則公は丁度江戸に滞在中であつた。幕府の禁令は嚴格なので、公もある程度まで其れを實行するの止むを得なかつたが、他方に於ては迫害を起さうとする意圖はなかつた。其れで廣島教會は沒收され、パードレ達は町を出るやうにはなつたが、此等のことをなるべく穩當に實行するやうにと領主の命令であつた。

「迫害は丁度京都に起り始めた。其れは我がパードレ等が住んでゐる各地の諸大名や奉行等をしてその例に倣つて同様の事を行はせんがためであつた。此等の大名の中心は二ヶ國の領主たる大夫妻殿（福島正則）であつた。彼は長年の間廣島に於て我が會員を非常に好遇してゐた。そして彼等を今後暫らくの間其の町に留めおかんことを力めてゐたが、將軍の禁令は余り厳しく、且つ所詮彼（福島）の意圖は隠し難かつたので、彼は特別な愛好の印と禮儀を以てパードレ達を長崎へ返へした」と同年の報告にある。

教會の沒收は同年二月に行はれた。正則公の態度はパードレ達の記録によくうかゞはれる。「二月上旬、大夫殿はパードレ達が長崎へ出發すべき旨を江戸からよこしたが、我等に處する厚意を

少しも變へず、却つて今度の處置を詫びた書面さえも我等の長上等へ送つた。此の處置が將軍の命令であつて、それを犯すことが罪であり、また自分は今度の事を如何に残念に思つてゐるかを、此の手紙に認めてゐる。キリシタン達を悲しみ、そして告解のために馳せ參じたことは他處と同様であつた。けれども此の地に於ては特別なことがあつた。即ち異教徒さへも我等の出發を惜んだことである。殊に殿の長男（忠勝か）はさうであつて、三回までも人を遣して同情を表した。

パードレ達が町を出た後、奉行等は將軍の禁令を實行し始めた。武士ならざる信者達には勞働で暮らしを立てさせ、強制をもつてコンタツと聖画を奪取り、それを出さない者を或は牢獄に投込み或は袋に入れた。斯様にして他處と同じ様に此の町でも彼等を公に曝し、嘲笑の的としたが、とう／＼其の頑強な態度に負けて再び彼等を自由にした。或るキリシタンは後で稱讚さへも受けた。

後に奉行等は其の取締の事柄を殿に報告すると、殿はキリシタンをさほど厳しく取扱はない様にと答へた。そしてキリシタンから沒收され、奉行より送られたコンタツや聖画などは、殿が信用ある家臣に渡して、其等の物を大いに價値あるものとして大切にし恭しく保存する様に命じた。

然し其の後正則公は依然としてキリシタンに好意を寄せて、彼等に對して常に默視の態度を採つてゐた。パードレの追放が行はれた元和元年の秋、一人のパードレは或る貴婦人の懇願に應じて再び廣島へ戻る事も出来た。

斯くの如く、元和初年の間藝州のキリシタンはこれと云ふ妨げや壓迫も受けず、比較的に平和なる日を送り、心底より奉じて来た己が宗旨をその儘に續けることを得た。其の次ぎの年間には日

本人のパードレ石田氏と北イタリ生れのポロ氏の二人は廣島を根據地にして、其處より少しも休まず山陽、山陰、四國、などの至る處を馳せ廻り、堂々たる活躍ぶりを展開するのであつた。

然し禁令下なので、犠牲者が全く出ない筈はなかつた。其れにしても、此の最初に散り逝きし若櫻は領主正則公の責任に歸すべきのものではなかつた。其の犠牲者の名はドミニコ加藤と云ふ青年であつた。彼は廣島生まれの武士で、長年の間四國の某城主に仕へてゐたが、今度父の危篤に際して故郷へ戻り、父の死去の後長男として家を繼ぐ筈であつた。處が親類の人達は彼のキリシタンたる事を厭い弟を立てゝ家を繼がしめんと謀つたので、問題はとう／＼領主の裁判のもとに置かれた。正則公は長男の權利を認めんとすれば、親類は訴訟の理由を變へ乍ら、本人が禁令されたキリシタン宗を信ずると申し出るのであつた。處が公の訴訟であつたので、正則公は彼を死刑に處するの止むを得なかつた。時は元和二年（一六一六年）であつた。

元和三年頃、パードレ石田氏は、どう云ふ譯か、廣島で捕縛され三年囚獄されたが、やうやく正則公の更迭後、再び自由の身になつた。

然し其の頃は領主福島正則公と徳川幕府との關係はすでに悪化しつゝあつた時であつた。たうとう元和五年（一六一九年）其の封地は沒收され、公自身は信濃國川中島へ流罪されるに到つた。教會側の史料によつて此の流罪の諸理由の一つは、公がキリシタンに對して余り好意を表し、幕府の禁令を實行しなかつたことであつた。「徳川實記」などに見える罪狀中の「天下の大禁を犯す」といふのも此の意味ではなからうかと思はれる。

斯くの如く福島正則公はキリシタンに取つてかねてよりの大保

護者、パードレ達の朋友と恩人であつた。彼等自身も此の事實を年々の報告中で正直に認め、公を稱讚して、又何とかして此の恩を返すべき要も痛感してゐた。即ち公の物質上の援助と、永久に朽ちざる靈的な寶を以つて報いようと努め、彼をキリシタンにせしめ永遠の救靈を得せしめんとしてゐた。最初の中は、パードレ等の書翰に度々領主もキリシタンになる見込みが洩してあるけども、公には依然として其の好感を稱揚してゐるにも拘らず、公の歸依については一言もふれてゐない。

或る日本側の歴史書に正則公がキリシタンであつたやうにも見られるが、事實は公はキリシタンではなかつた。又ならうとも思はれなかつた。パードレ達は彼の歸依のために始終有りと有らゆる手段を試みてゐた事は疑ひもないが、何故に其の努力は無効に終つたであらうか。

靜かに正則公の爲人を見れば教養の乏しい平民の家に生れ若き時より槍一筋持つて戰場に臨み花々しく登場せし戦國時代の古強者なれば碩學新井白石は正則公を評して曰く「正則は只管勇のみありて謀無き人と」誠に戦國時代の豪傑なれば荒武者故に宗教心も乏しく、パードレ達の熱誠なる指導も遂に文に欠けたる正則公には受取る術を知らず、唯吉利支丹に好意を寄せるのみであつた。廣島縣下には福島正則公の寄進品や、奉獻書を保存する神社や佛閣が多數あるけれども、此等のことは別に公の信心深いことに付いては證據にはなり得ず、此れは唯當時の習慣や行政の都合で行はれたと思ふ。何となれば、此等の遺物にも拘はらず、民間の記憶や傳説には、公の不敬神のことが根強く残されてゐると云ふ事實は見過してはならぬ事である。二三例だけを擧げよう。

嚴島に「大夫返し岩」と云ふのがある。傳説によれば、福島正

則が彌山に登らうとした時、槍を持ち具足を付けて行つて此の地の神聖に背いたので途中で登れなくて引返したと云ふ所である。「當代記」第四卷、慶長十一年の記事中に、大夫殿の息男が卒した事も、父が嚴島の社領より何物かを没收して、後になつても少しも寄附しなかつた神罰であつたらうと當時には言はれた由。

今一つ宮島に關する話がある。同慶長十一年に教會傳道報告の中に次の噂が傳へられてゐる。「或る時大夫殿の城に失火があつた時、突然次ぎの噂が擴まつて來た。即ち嚴島より火の石が空を飛んで來て、殿の城の上に落ちた事を、澤山の人が目撃したさうであつた。其れは殿が會つて神木を伐らせたと云ふ瀆聖に對して此れは神の明かなる復仇であつたと言つてゐた。斯る傳説の眞偽は別として、其の存在だけでも正則公の宗教心の如何について大に考ふ可きではなからうか。

慶長十年（一六〇五年）正則公がキリシタン教會を訪問した時、養子正之も共に來訪し、説法を聞いたが、若し父の許しあらば自分もキリシタンにならうと言つた。慶長十二年度の報告によれば正之及び一人の養女も亦屢々教會へ來て説教を聞いたが、「此の人々は政治的恐怖のために辛じて踏み止まつてゐた」正之は同年の冬狂氣したとて、父に監禁され、終に自殺したとも言はれ、或は餓死したとも言はれてゐる。

右の引用した所に「政治的恐怖」と云ふのがあつたが、正則公の態度を深く考へて見ると、此の點を決して見逃してはならぬ。公には固より豊臣家と縁があり、又他には長男正之が徳川家康の養女を妻に迎えたことによつて徳川家とも姻戚關係が出來たので此の二つの關係を考へて見れば、「何れにも正則が心のうち測り難き事なり」（藩翰譜）である。そして公はわざと徳川豊臣兩家に

對する態度を一定しようとはせず、パードレ等の批評の通り「常に用心深い生活を營んだ。」

所が徳川幕府の對キリシタン策は、始めより一定した政策ではなかつたにしても、時ならず悪化する一方であつたが、とうとう慶長十八年の禁教令發布を見るに至つた。正則公は徳川幕府の此の方針をよく辨へてゐたので、自分の崇拜してゐたキリシタンに對する好感をさほど明かに示す譯にも行かなかつた。其れにしても教會側の史料によると、正則公の流罪の理由になつたことの一つは彼がキリシタンを保護したと云ふかともあつた。「徳川實記」に見える「天下の大禁を犯す」とは、同様の事を示してゐるのではなからうかと思ふ。兎に角、若し公が一時キリシタンにならうと思つたにしても、其の意の實行は彼に於てはとても容易に出来る筈はなかつた。然し公自身はキリシタン信徒でなかつたにも拘らず、己がキリシタンたる武士を非常に尊重してゐたのも事實であるが、其の動機については、史料の中に別に述べてないのが残念である。キリシタンを保護すれば、長崎のポルトガル人と貿易關係を結び、もつて己が地位を強化せしめようと思ふ目的も始めの中にあつたかも知れないけれども、斯る外面的政治的な動機は其れ程強くもなかつたと思はれる。殊に徳川幕府の對キリシタン策がだん／＼悪化して來ると決して斯る目的の爲にキリシタンを保護する筈がなかつたと思ふ。否、其の動機を他の方面に見出すことが出来る。

福島公は武士であつた、何よりも武功と武徳を大切にするのであれば、もう一度かの有名な徳川家康の初謁見を思ひ出すと、公は禮儀よりも武徳、健在な身體よりも武功を重んぜられた事が解る。當時には數人の大名が好んでキリシタンの武將を己が許へ召抱え

た事は事實である。正則公も此の例にもれず、安藝に入國の際大友や織田氏の舊家臣を數名召抱えたのであつた。當時にはかのキリシタン武士の忠誠心の強い事が評判になつてゐたからである。キリシタンの法によれば、君主は其の異教徒たるを問はず、天主の代理者であつて、其の權威は天主の最高の權威より出ると信じて君主の中に神を認め、君主の奉仕を神の奉仕とし、よつて君主が神の掟に反する命令を下さない限り、絶対に此れに服従せねばならぬ。「人格の上に立てる諸權に服すべし、蓋し權にして神より出でざるはなく、現に在る所の權は神より定められたるものなり、故に權に逆らう人は神の定めに従らひ、逆らふ人々は己に罪を得」と聖書にある。(ローマ書十三ノ一)

よつて日本のキリシタン宗門にも、その凡ての信者の守るべき事の中に「我もキリシタンたる以上は、殿には忠誠であるべし」と云ふ箇條もあり、十誠の第四、即ち「汝父母を敬ふべし」と云ふ規定には、親に對する孝行のみならず、君主に對する忠誠も含まれてゐるとの教へであつた。有名なキリシタン書である「妙貞問答」(慶長十年刊)には、此の掟の説明に當つて「此の下二人總ジテ弟ハコノカミ(兄)ニ隨ヒ、臣ハ君ニ二心ナク忠ヲ致セト云様ナル事マデモ聞エサフラフ」とある。

キリシタン信徒たる武士は飽くまでも此の方針を取つてゐた。二三例だけをあげれば、徳川豊臣兩家の對立の際、キリシタン武將の大部分が豊臣家に屬してゐたのは、矢張彼等が徳川家康を不適當なる篡奪者と見做したからであつた。毛利輝元はキリシタンに對して非常な反感をもつてゐたにも拘らず、熊谷豊前守を其の武徳のために尊重してゐた。熊谷亦忠誠を守り關ヶ原の敗戦後、他に一層高い祿の召抱えがあつても、毛利公に従つて山口へ移つ

た。そして五年後、熊谷がキリシタンであつた爲、死刑に處せられた時、領主輝元公に書翰を送り、己が立場を明かにした。其の中に云ふ。

「予が信奉するキリシタンの法は……萬物の造り主なる天主御一體を崇め、君と兩親とを敬ひ、それに従ひ、我々自身と同様に他の凡ての隣人を愛すべきを命じ、又十の掟を守るべき事を命ずるものである。故に我が主君の命ぜらるゝ凡て此の他の事を決して背いたりはしない」と。

禁教令の發布に當つて、福島正則公のキリシタン武將も同様な意見を表す書翰を領主に送つた事を後に述べよう。

又、此の廣島の熱心なキリシタン武士は忠誠に於てのみならず其の他の善徳に於ても立派な模範を示した。特に彼等の隣人愛と貞潔は長い戦國時代の間に墮落せし道徳状態に對して輝く模範と高き理想を示すのであつた。福島公自身も此れに感服せねばならぬ立場にあつた。よつて公がキリシタン武士を一層重んじ、彼等に對しては己が激情を節制する事すらも度々あつた。

此れが最もよく表はれたのは、キリシタン禁令の其の時であつた。公はいつも一寸した事のため憤慨するのであつた。「正則常に物あらく、人を誅する事を好めると、世の人もいひあへり」と「常山紀談」にある。斯くの如く部下の生命さへも公の弱點の犠牲になつた例もある。例へば「武功雜記」に次ぎの逸話が傳つてゐる。

「大夫殿歸國ノ時ハイツモ柄浦へ着船ノ時ソノマ、小身モノハ木綿衣物ニカユル作法也。アル年柄ニテ大夫殿醉中ニ先刻木綿着替ル事ヲ觸レヨト柘植清右衛門ニ申付タリシガイマダ觸レズト見ヘタリ清右衛門ニクキ奴ト怒ラル清右衛門ハ最前ヨリ承ラザル事

ナリ家老ナド出テ色々ワビゴト申セドモトニカク清右衛門ニ腹キラセヨ首ヲミセズバ船ヨリアガルマジキトナリ日ハ暮ニ及ブ清右衛門私一人故ニ如此事勿體ナキ儀ナリトテ町屋へアガリ切腹スソコニテ清右衛門ノ首ヲ大夫見ラレ機嫌ナヲリ其ノママ高野ニテ一睡セラレテヨリ起キルト清右衛門ヲヨバル家老ドモ最前ノ委細ヲ申ス大夫殿肝ヲツブシ聲ヲ上テ泣レシト也。」

此處によく福島公の性質が表はれる。節制されてゐない己が激情や欲望に負けて、憤慨の中に友人や忠臣までも慘酷な行爲を命じ、然る後に其れを痛く後悔する性質なのである。そして斯様な様々の出来事を思ひ出し乍ら、キリシタン禁令下に、公が其のキリシタンの部下に示した態度を見れば驚くであらう。其の年の傳道報告書の中に廣島の條に次ぎの如き出来事が記されてゐる。

「大夫殿は常に用心深い生活を營み、其の反對者が將軍の前に彼を訴へるべき理由を與へないやうに凡ての事に懸けて注意を拂つてゐた。而して非常に尊重してゐた四人のキリシタンたる足輕や與力の頭へ手紙を送つて、將軍の命令なれば止むを得ずキリシタンの法を棄つべし、若し斯様にせば余の満足是に過ぎたるは無しと云つた、彼の武將等は其の頃丁度江戸へ上る途中であつたので返事を書かず、今度口頭にて答ふべき由を使者に傳へた。江戸に到着した後、彼等は皆の同意を得て殿に答へて曰く、自分等は殿の部下であるから、何時も忠實に従はんとの熱望を抱いてゐる。けれども信仰を保ち、キリストに誓つた忠誠を守ることが出来なれば殿に對する忠誠も守り難し。これは即ち我等が眞の救ひの道を悟りし故それを決して棄てる事が出来ないからである。殿がかの法に背くことを命令しない限り我等は喜んで仕ふべし。江戸に滞在中にも我等は殿を困却せしめるが如き態度は一切避けるつも

りである。併し殿が賛成せずば、我等自身も其の他のキリシタンの士も我が救主たるキリストの信仰を棄てるよりもむしろ命を捨るをいさぎよしとすると言つた。公がかゝる眞面目な拒絶的回答を諒解し得ないだらうと多くの人々は思つて居た。ところが、公は其の時は其れで満足し、後になつては自分も賛成してゐることをはつきり示した。何となれば、公は其の時からキリシタンの武士を一層尊重して言葉に於いても行ひに於いても、彼等に何の咎めも加へなかつた。

小姓の中に公に最も愛されてゐた一人のキリシタンの青年があつた。他の異教徒の青年は彼に棄教させようとなつたが、成功しなかつた。遂に彼等は此の青年が自ら信仰を棄てたと殿に讒言した。數日後彼が殿に手洗の水を捧げた時、殿は自分の聞いたこと、即ち彼がもうキリシタンの教を守つて居ないと聞いた事を話して乍ら、其の眞否を訊ねた。青年は少しも憚らず率直に自分がキリシタンであり、且つ生まれながらさうであつたれば如何なる理由があつてもキリシタンを棄てることはしないと答へた。又、殿が信仰を棄てよと仰付けない限り、何れの命令をも果さんと望んでゐる。併し若し殿の言葉の意味が、唯今首を斬ると云ふことであるならば、自分はそれに従ふ覺悟があると言つて、自から襟を寛ろげ、頭を差出した。傍の者は殿が必らず一刀のもとに首を撥るに違いないと思つてゐた。なぜなれば殿は以前には自分に逆らつた者に對してさうしたからである。併し今度はさうではなかつた。全く彼等の期待に反して殿はこの事を善意にとつたのみならず、それに賛成し且つ其の泰然たるを賞めた。

斯様にして青年は勝利を得て、其の後は殿に一層可愛がられるようになつた。

斯様にして福島正則公は始終キリシタンを庇護し、彼等に援助を與へたので、其の年々の布教報告書に常に教會の朋友と大恩人として表はされて居る。彼の弱點については余り話が出ない。そして君主に絶對の忠誠を誓つたキリシタンの部下に對しては公は徳川幕府の悪化しつゝあつた對キリシタン策にも拘らず、禁教令發布の其の時にさへも、其の厚情を變へる色を少しも見せなかつた。

福島正則公は後の歴史家に色々と好評も悪評も受けたが彼の眞の姿を知る上に於ては、右に紹介した史料を見逃してはならないと思ふ。公の悪政や不道德な行爲を今辯護するつもりではない。右の史料の中にも幕府の政策に伴つて多少誇張もあつたかも知れないが、其の事實なりし事は、誰も其れを否定する者はないであらう。然しそれにしても公は何れの時にもキリシタンの大恩惠者と唱へらるゝであらう。